

令和 2 年度
連携研究スキームによる研究（委託研究課題）

公 募 要 領

公募受付期間：令和 2 年 6 月 2 4 日（水）～令和 2 年 8 月 5 日（水）12 時

【御注意】

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を利用して電子申請を行ってください（郵送や直接の持ち込み、e-mail 等では一切受け付けません。）。e-Rad の使用に当たっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続を行ってください。

令和 2 年 6 月

農林水産省
農林水産政策研究所

目 次

1	事業の概要	1
2	公募研究課題	1
3	公募から研究開始までのスケジュール	2
4	応募資格等	2
	(1) 応募資格 (2) 研究機関等の要件 (3) 研究総括者とその要件	
5	応募手続	3
	(1) 応募方法 (2) 応募に当たっての留意事項 (3) 応募受付期間	
6	研究費	3
	(1) 直接経費 (2) 間接経費 (3) 研究調査委託費	
7	研究課題の選定	4
	(1) 選定の方法及び手順 (2) 本審査基準 (3) 選定結果の通知等	
8	研究課題の管理等	5
	(1) 委託契約の締結 (2) 研究成果等 (3) 研究成果等の公表	
	(4) 収益納付	
9	研究の進捗状況把握等	7
	(1) 研究計画の提出 (2) 連携推進チームの設置 (3) 研究推進会議の開催	
	(4) 研究計画の改善、見直し (5) 研究課題の評価	
10	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供	8
11	応募に当たってのその他の注意事項	8
	(1) 重複応募・重複研究参画 (2) 不合理な重複及び過度の集中の排除	
	(3) 研究費の不正使用防止 (4) 虚偽の申請に対する対応	
	(5) 研究活動の不正行為防止 (6) 指名停止を受けた場合の取扱い	
	(7) 秘密の保持	

別紙 1 令和2年度研究テーマの概要等

別紙 2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

別紙 3 契約上支払対象となる経費について

■ 本公募要領に関するお問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
農林水産省農林水産政策研究所（連携研究運営事務局）

メール: renkei_jimu@maff.go.jp

ダイヤルイン: 03-6737-9056 FAX番号: 03-6737-9098

令和2年度連携研究スキームによる研究 (委託研究課題) について

1 事業の概要

農林水産政策研究所は、令和2年度から農林水産政策研究所と大学を始めとした研究機関等との連携を強化しながら研究を行っていく連携研究スキームを新たに創設しました。

本事業は、農林水産省の行政部局に農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を提言するため、新たな研究ニーズに対応するとともに、研究における人的交流の拡大を目的として、農林水産政策研究所と大学を始めとした研究機関等が、大学等で蓄積されてきている研究の成果も効果的に活用し、質の高い研究を連携して行うことで、研究成果を行政部局や農林水産政策研究所に着実に蓄積するとともに、人的交流によって農林水産政策研究所と大学等双方の研究者の質的向上に資するものです。

2 公募研究課題

本事業では、研究テーマの下、農林水産政策研究所が実施する研究課題（以下、「政策研連携研究課題」という。）と連携して実施する具体的な研究課題（委託研究課題）を募集します。農林水産政策研究所が実施する政策研究と委託研究が連携することで、農林水産省において政策の企画立案等に活用できる水準の成果をあげることが見込まれる研究を対象とします。

令和2年度から実施予定の研究テーマは以下のとおりです（**別紙1**「令和2年度研究テーマの概要等」を参照）。なお、研究の実施期間（予定）は、2年ないし3年とします。

- 【研究テーマ1】ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究のうち「食料の安定的な供給体制の構築に関する研究」
政策研連携研究課題：食料供給、食料消費の構造的な変化を踏まえた食料安全保障に関する研究
- 【研究テーマ2】ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究のうち「食料の安定的な確保のための国際市場に関する研究」
政策研連携研究課題：安定的な穀物等の調達に向けた企業行動と国際需給に関する研究
- 【研究テーマ3】ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究のうち「国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた供給体制に関する研究」
政策研連携研究課題：中長期的な国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた輸出のあり方に関する研究
- 【研究テーマ4】超高齢社会における社会・健康問題の解決に資する学際的研究
政策研連携研究課題：食料消費と食生活・健康に関する実証的研究
- 【研究テーマ5】ナッジ等を活用した気候変動への対応等環境政策の推進に関する研究
政策研連携研究課題：フィールド実験を通じた農業者の地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置に関する研究
- 【研究テーマ6】農福連携の地域経済・社会、障害者の心体への効果に関する研究
政策研連携研究課題：農福連携の取組の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究

(注) 仮に、以下のような研究課題が応募された場合、審査の対象から除外されますので御注意ください。

- ・農林水産政策研究所が実施する政策研究への活用可能性がない研究課題
- ・政策研連携研究課題との連携を前提としていない課題
- ・情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題

3 公募から研究開始までのスケジュール

○公募期間	6月24日(水)～8月5日(水)12時
○事前審査の実施	8月中旬
○本審査の実施	8月下旬～9月初旬
○採択課題決定	9月中旬
○研究計画見直し(必要な場合)	9月中旬～9月下旬
○委託契約の締結(研究開始)	9月下旬～10月

(注) 応募の状況等により変更となる可能性があります。

4 応募資格等

(1) 応募資格

- ① 応募できる者は、大学及び大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、特殊法人及び認可法人、民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)、地方公共団体等の法人格を有する研究機関(※1)(以下「研究機関等」という。)、又はこれらの2以上の研究機関等から構成されるグループ(以下「共同研究グループ」という。)です。
- ② 共同研究グループの場合は、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有し研究推進の中核となる機関(以下「中核機関」という。)を定め、中核機関が応募することになります。また、中核機関は、研究の効率的な推進を図る観点から、中核機関以外の研究機関(以下「共同機関」という。)との役割分担を明確にするとともに、参画機関が過度に多くならないように配慮してください。

(※1) 研究機関とは、法人格を有する者で、以下の三つの要件を満たす機関を指します。

- ア 当該事業目的のための研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ウ 当該事業を推進するに当たって取得した個人情報の管理体制を有すること。

(2) 研究機関等の要件

研究機関等(共同研究グループの場合は中核機関。以下同じ。)は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ② 国との委託契約を原則として日本国内の法律に則って締結できること。共同研究グループの場合、中核機関は共同機関と、国との委託契約に準拠した内容で、研究調査委託契約を締結できること(8(1)「委託契約の締結」を参照)。
- ③ 研究を受託できる財政的健全性を有すること。
- ④ 研究の企画調整及び運営管理を円滑に実施できる能力・体制を有すること。特に、事業費執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制を有すること。

- ⑤ 中核機関は、共同機関の研究推進状況の確認、定期的な情報交換等を行い、適切な進行管理を行うこと。

(3) 研究総括者とその要件

研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究の総括者（以下「研究総括者」という。）を選定する必要があります。また、共同研究グループの場合は、中核機関に所属する研究者の中から研究総括者を選定する必要があります。

[研究総括者の要件]

研究総括者は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 原則として研究機関等に常勤的に所属しており、国内に在住していること。長期出張により長期研究が実施できない場合、又は、人事異動や定年退職等により研究機関等を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けてください。
- ② 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ③ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

5 応募手続

(1) 応募方法

研究機関等は、所定の申請様式（※2）にて応募書類を作成の上、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用して電子申請を行ってください。e-Rad を利用した電子申請の方法については、**別紙2**「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を御参照ください。郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は一切受け付けませんので、御注意ください。

（※2）e-Rad の公募ホームページ及び農林水産政策研究所ホームページ

(https://www.maff.go.jp/primaff/kadai_hyoka/renkei/2020/bosyu.html) に掲載。

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類の作成に当たっては、研究実施計画作成上の留意事項を御参照ください。
- ② 所定の様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は、認められません。なお、研究実施計画は日本語で作成してください。
- ③ 提出された応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ④ 提出された応募書類等は返却いたしません。
- ⑤ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ⑥ 応募書類受付後1週間は、連携研究運営事務局より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにしてください。

(3) 応募受付期間

応募受付期間： 令和2年6月24日（水）～令和2年8月5日（水）12時（厳守）

6 研究費

1 課題・単年度当たりの研究費（間接経費及び消費税を含む）は、原則として1,000万円程度とし、予算額の範囲内で決定します。研究機関等は、国からの委託費として、直接経費、間接経費及

び研究調査委託費を計上できます。共同機関は、中核機関からの研究調査委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます（消費税を含む）（詳細は別紙3「契約上支払対象となる経費について」を参照）。

（１）直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費（人件費、謝金、研究員等旅費、委員旅費、試験研究費等）。

直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限りします。

研究機関として通常備えておくべきもの（什器類、基本業務用PC等）の購入経費は計上できません。

（２）間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきものの以外の経費。

直接経費の30%に当たる額を上限として計上できます。間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改正）に準じ、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図ってください。

（３）研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）

共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。研究調査委託費の総額は委託費総額の5割以下とする必要があります。

7 研究課題の選定

（１）選定の方法及び手順

① 事前審査

応募書類に記載された応募資格等、研究内容、研究実施体制の各項目が要件を満たしているかどうかについて、各研究テーマを担当するプログラムディレクター（研究テーマごとに、連携研究スキームによる研究の運営管理、委託研究課題の選定、農林水産省関係局庁との調整等を行う責任者として、農林水産政策研究所所属の職員から農林水産政策研究所長が指名した者。以下、「PD」という。）が審査します。事前審査の段階で、以下に該当することが判明した場合は、以降の審査を行わず不採択とすることがありますので、ご注意ください。不採択の場合は、令和2年8月下旬頃に郵送でお知らせします。

ア 当該研究課題が、2「公募研究課題」（注）に示した以下の課題である場合

- ・農林水産政策研究所が実施する政策研究への活用可能性がない研究課題
- ・政策研連携研究課題との連携を前提としていない課題
- ・情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題

イ 4「応募資格等」に記載された、応募資格、研究機関等の要件、研究総括者の要件を満たしていない場合

ウ 当該研究内容が、別紙1「令和2年度研究テーマの概要等」で示した研究テーマの目的に沿った研究課題ではない場合

- エ 当該研究内容が、**別紙1**「令和2年度研究テーマ等の概要等」で示した留意点を満たしていない場合
- オ 当該研究内容が、農林水産政策研究所が実施する政策研究との連携の意義、期待される波及効果について記述されていない場合
- カ 研究実施体制に問題があると判断される場合

② 本審査

事前審査を通過した応募課題について、農林水産政策研究所及び研究テーマに関係する農林水産省関係局庁の職員等から成る課題審査委員が書面にて本審査を行い、採択課題を決定します。

なお、研究テーマによっては、応募課題の研究総括者に対してヒアリングを行う場合があります。

(2) 本審査基準

委託予定先の選定は、以下の審査基準に沿って行います。

- ① 必要性
 - ・ 政策的観点から見た社会的・経済的意義
 - ・ 学術的意義
 - ・ 政策研究、政策の企画立案における研究成果の活用の可能性
- ② 効率性
 - ・ 研究計画の効率性、費用対効果の面から見た研究計画の妥当性
- ③ 有効性
 - ・ 政策研究との連携による効果
 - ・ 研究成果の波及性
 - ・ 目標の明確性・達成可能性

(3) 選定結果の通知等

審査による採択結果については、審査後、研究総括者にお知らせします。なお、委託予定先に対し、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、採択された研究課題については、様式2の「研究概要様式」及び「研究概要図」を、速やかに農林水産政策研究所のホームページ等で公表します。

8 研究課題の管理等

(1) 委託契約の締結

研究課題選定の過程で、研究実施に当たっての留意事項等がある場合は、採択結果の通知とともにお知らせしますので、これを踏まえ見直しを行った上で、連携研究スキームによる研究実施要領（令和2年6月15日付け2政策研第80号農林水産政策研究所長通知、以下「実施要領」という。）に基づく委託研究課題実施計画を提出いただき、農林水産政策研究所長と契約者（様式4の「1. 研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関）の概要」に記載）との間で委託契約を締結します。委託契約の締結に当たっては、以下の点に御留意ください。

- ① 契約上の要件として、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格の取得が必要です。このため、現在この資格のない研究機関等は、契約までに取得してください。
 - ・ 共同研究グループの場合は、中核機関のみの取得で構いません。

- ・地方公共団体においては、取得する必要はありません。
 - ・資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) を御参照ください。
 - ・平成 31 年 4 月末までに発行された通知書は平成表記になっておりますが、有効期限までご使用になれます。
- ② 研究機関等には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（研究委託条件が合致しない場合を含む。）には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を十分確認してください。
 - ③ 経費の支払は、契約書に定める実績報告書及び実施要領に基づく報告書が提出され、内容を審査の上、委託費の額の確定を行った後、全額精算払いとなります。
 - ④ 委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約となります。

（２）研究成果等

① 研究成果等

研究総括者は、実施要領に基づき、委託契約書で定める履行期限までに、次年度以降も研究が継続する研究については研究成果等概要報告書を、当該年度に研究が完了する研究については研究成果等最終報告書を提出していただきます。さらに、当該年度に、農林水産政策研究所と連携して行った調査や講座の開設、シンポジウムなどがあった場合には、連携事項報告書を提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、以下のア～ウの条件を遵守（遵守に係る確認書を提出）していただくことを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、研究機関等とすることができます。また、中核機関から共同機関への研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする（必要に応じて、中核機関と当該共同機関との間での持ち分を定める）ことができます。詳細については、連携研究運営事務局にお問い合わせください。

ア 特許権等の知的財産権が発生した場合には、遅滞なく国に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

（注１）帰属を受けた知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は実施許諾等を行う場合には、農林水産省の承認が必要です。

（注２）上記の（注１）の他、本事業の研究成果によって得られた知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年 5 月 23 日総合科学技術会議 (https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf)）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議決定 (<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>)）に基づき、対応することになります。

（３）研究成果等の公表

農林水産政策研究所は、本事業の研究成果等として、提出された報告書のうち公表可能な内容について、毎年度又は研究期間終了後に農林水産政策研究所のホームページ等により公表しま

す。また、農林水産政策研究所が、研究成果報告会や、冊子等により公表する際は、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

なお、本事業の研究成果は、農林水産政策研究所が実施する政策研究による政策の企画立案への貢献のみならず、学術面での高い貢献も求められることから、各研究機関等においては、原則としてその研究成果について学会誌(査読付き)等への論文投稿を行っていただきます。また、本事業による研究内容及び成果について、学会誌への論文投稿の他、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等により公表する場合には、事前に、連携研究運営事務局に連絡していただくこととなります。公表に当たっては、「連携研究スキームによる研究(委託研究課題)」を活用して行っているものであることを明示していただきます。

また、政策研連携研究課題と連携して研究することにより得られた研究成果の論文等での発表に当たっては、委託経費の性質上、農林水産政策研究所の研究者との共著(共同執筆)が認められない場合がありますので、事前に、連携研究運営事務局にご相談ください。

(4) 収益納付

研究機関等は、本事業の研究成果による収益状況を本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に報告していただきます。報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

① 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合

納付額＝収益額×(委託費の確定額の総額／委託事業に関連して支出された研究費総額)×1/2

(注1) 式中「収益額」とは、当該特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益をいいます。

(注2) 式中「委託費の確定額の総額」とは、研究課題に必要な経費として委託契約書に基づき確定された各年度における委託費の総額をいいます。

(注3) 式中「委託事業に関連して支出された研究費総額」とは、委託費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した委託費以外の技術開発費の合計額をいいます。

② 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合

納付額＝収益額×(委託費の確定額の総額／企業化に係る総費用)×企業化利用割合×1/2

(注1) 式中「収益額」とは、委託事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいいます。

(注2) 式中「企業化に係る総費用」とは、委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいいます。

(注3) 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、委託事業に係る成果物の製造原価の割合をいいます。

9 研究の進捗状況把握等

(1) 委託研究課題実施計画の提出

公募要領に基づき提出した研究実施計画を基に、初年度は審査結果を、次年度以降は毎年度評価結果等を踏まえて調整を行った上で、毎年度、実施要領に基づく委託研究課題実施計画を作成し、農林水産政策研究所に提出していただきます。

(2) 連携推進チームの設置

研究の開始に当たり、連携して実施する政策研連携研究課題と委託研究課題ごとに、PDを主査とし、受託者(委託研究課題の実施を受託した者)、プログラムオフィサー(委託研究課題の進捗状況を把握するとともに、委託研究課題と連携しながら政策研連携研究課題に関する研究を実施する責任者として、農林水産政策研究所所属の研究者から農林水産政策研究所長が指名した者、以下「PO」という。)、農林水産政策研究所職員、農林水産省関係局庁の職員により構成する連携推進チームを設置し、情報の共有や意見交換等を行います。

(3) 研究推進会議の開催

受託者(共同研究グループの場合、中核機関)は、委託研究課題実施計画の設計、決定及び

必要な見直しを行うとともに、委託研究の進捗状況を確認するために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を毎年度開催していただきます。

なお、研究推進会議の設置及び開催に当たって、連携推進チームと事前に連絡調整を行っていただきます。

(4) 委託研究課題実施計画の改善、見直し

連携推進チームは、日頃からチーム内で情報や意見を交換するとともに、POが、研究推進会議に参画することによって、委託研究の進捗状況を確認するほか、研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう委託研究課題実施計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとします。

(5) 研究課題の評価

① 毎年度評価

次年度以降も研究が継続する研究については、当該年度末に、毎年度評価を実施します。評価に当たっては、あらかじめ研究成果等概要報告書等を提出いただき、外部評価委員会によるヒアリングを実施します。評価の結果によっては、研究計画の変更又は中止、研究費の減額等の措置をとることがあります。

② 終了評価（総合評価を含む）

当該年度に研究が完了する研究については、当該年度末に、終了評価を実施します。評価に当たっては、あらかじめ2年又は3年間の研究成果をまとめた研究成果等最終報告書等を提出いただき、外部評価委員会によるヒアリングを実施します。文書管理の観点から、報告書は、連携研究推進チームで協議の上、非公開とすべき部分については削除する等の適切な処置を講じた上で、提出いただきます。また、連携研究としての成果を評価する総合評価も行います。総合評価に当たっては、農林水産政策研究所と連携して行った調査や講座の開設、シンポジウムなどがあった場合に提出いただく連携事項報告書が評価の対象となります。

10 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報等のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

11 応募に当たってのその他の注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

同一の者が研究総括者として2件以上応募することは、差し控えてください。

なお、同一の者が研究の分担者として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載するエフォート（研究専従率）は正確に算出してください。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の研究機関等として応募することは可能です。

(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除

① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究費総額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただき

ます（様式4の「7. 他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況」を参照）。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

- ② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）に準じ、応募書類（研究計画書）及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理的な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び応募内容の一部（研究課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を、他府省を含む他の公募型研究資金担当部局に情報提供する場合があります。

（3）研究費の不正使用防止

① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成26年12月18日改正）（以下、「管理・監査ガイドライン」という。）を策定しており、これらを必ず遵守して本事業を実施してください。毎年度、管理・監査ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告をしていただきます。また、現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

※ 管理・監査ガイドラインについては、

(<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>)を御覧ください。

② 不正使用等が行われた場合の措置

ア 本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本委託研究に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

（ア）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

b a以外による場合

（a）社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

（b）（a）及び（c）以外の場合：2～4年間

（c）社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

（イ）不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

（ウ）不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

(エ) 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

(注) 善管注意義務対象者の例示：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合に、善管注意義務違反となることが想定される。

イ 本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置がとられた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の国立研究開発法人及び独立行政法人に情報提供いたします。このことにより、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

ウ 研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託研究への応募又は参加を認めないこととします。

なお、連携研究運営事務局が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記を御覧ください。

(https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf)

(4) 虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約は取り消され、委託費の一括返還、損害賠償等を委託先である研究機関等に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については(3)②の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

(5) 研究活動の不正行為防止

① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）（以下「特定不正行為」という。）に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成30年7月20日改正）（以下「不正行為ガイドライン」という。）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成27年10月1日改正）を策定しており、これらを必ず遵守して本事業を実施してください。

○ 不正行為ガイドラインに基づく研究倫理に関する誓約書の提出

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただく必要があります（研究倫理教育を

実施していない研究機関等は、本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合に調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対して適切に対応していただく必要があります。令和2年度契約時までには、研究倫理に関する誓約書を提出いただきますが、共同研究グループの場合は、中核機関が共同機関分も取りまとめて提出してください。なお、誓約書が提出されない限り、契約を締結することができませんので、御注意ください。

なお、農林水産政策研究所においても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、「農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規定」（平成19年10月30日付け19政策研第349号、平成29年5月22日改正）により対応します。

※ 農林水産省の上記不正行為ガイドライン及び規程については、

(<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>)を御覧ください。

※ 農林水産政策研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規定については、

(https://www.maff.go.jp/primaff/kadai_hyoka/taio.html)を御覧ください。

② 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本委託研究をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

イ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の国立研究開発法人及び独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

(7) 秘密の保持

委託研究に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、委託研究の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Rad を経

由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産政策研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に対して行います。

以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

令和2年度研究テーマの概要等

【研究テーマ1】

ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究のうち
「食料の安定的な供給体制の構築に関する研究」

【研究テーマの目的】

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、食料・農業・農村分野にも大きな影響を与えつつあり、短期的な対応だけでなく中長期的に対処すべき課題も多くあることが見込まれる。特に、輸出国における輸出規制の動きや食生活の大きな変化により、一時的に不足する食品があった一方で逆に過剰となった食品もあり、食料安全保障のあり方について考えさせられる事態となった。こうした変化は、新型コロナウイルス感染症の収束により、一時的なものとして元に戻る変化もあれば、不可逆的に戻らない変化として「新常态（ニューノーマル）」の社会環境が成立するものと考えられる。

このため、農林水産政策研究所では、新型コロナウイルス感染症による中長期的な食料需給への影響を定量および定性的に明らかにするとともに、ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方について研究を行う。これと併せて、農林水産政策研究所では行えない心理や情報伝達等を踏まえた消費者行動に関する委託研究を実施する。両研究を連携させることで、新型コロナウイルス感染症による食料供給、食料需給の構造的な変化を把握するとともに、ポストコロナウイルス時代における目指すべきフードシステムの方向性および食料の安定的な供給体制の構築に必要な対策を解明する。

【政策研連携研究課題】

「食料供給、食料消費の構造的な変化を踏まえた食料安全保障に関する研究」

(研究内容)

主要農産物、食料品の需給および価格動向とともに消費者の購買行動分析、飲食店等食料関連産業の動向分析により、新型コロナウイルス感染症の食料供給体制に与える中長期的な影響を多面的にあきらかにし、安定的な食料供給体制の構築に必要なフードシステムの方向性、食料安全保障のあり方を検討する。

【委託研究課題例】

「食料供給、食料消費の構造的な変化を踏まえた消費者行動に関する研究」

(具体的研究内容の例)

新型コロナウイルス感染症が消費者の食生活や意識を変えることによる食品需要への影響や政府・企業の情報伝達発信と消費者の情報受信行動の関係を分析することで、原料から最終消費までのバリューチェーンの各段階における影響を定量的に整理する。

【留意点】

- ・上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。

【研究テーマ2】

ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究のうち
「食料の安定的な確保のための国際市場に関する研究」

【研究テーマの目的】

近年、世界人口の増加などに伴う穀物・油糧種子等（以下、穀物等）に対する需要増加、気候変動の影響や水・土地資源等の供給における制約、TPP11 や日米 FTA 等の地域貿易圏化の動きや米中貿易摩擦問題、そして新型コロナウイルス禍による食料供給網維持に対する懸念など、我が国の農業・食品部門を取り巻く国際的な市場環境は大きく変化している。こうした状況のもと、本研究では、日本が安定的な食料品調達や生産・加工をどのように実現し、また農業部門を含む各セクターがどのような事業戦略を取るかについて、相互に関連し合っている連鎖の諸段階ごとに実態把握をする。

特に、飼料や搾油原料として利用される大豆やトウモロコシの大部分を輸入に頼っている日本は、上述の環境のほかに、中国などの新興国の台頭にもともなって国際市場で買い負けする状況に直面することもある。したがって、下記の委託研究とも連携することで、それら穀物等の輸入に関わる商社等による主要生産地域（北米、南米）における企業行動等の変化を把握し、安定的な穀物等の輸入を確保する企業戦略を明らかにし、食料需給の的確な展望に貢献する。

【政策研連携研究課題】

「安定的な穀物等の調達に向けた企業行動と国際需給に関する研究」

（研究内容（予定））

日系穀物商社等の穀物等の調達・事業戦略について、南米地域を中心に把握するとともに、我が国の穀物を輸入している実需企業の安定的な原料調達に向けた企業動向調査を実施する。その分析に基づき、国際需給研究の成果を踏まえて、安定調達に必要な方策を解明するための含意を得る。

【委託研究課題例】

「安定的な食料調達・食料消費に向けた先進国の企業行動に関する研究」

（具体的研究内容の例）

我が国の北米地域における穀物等の調達や、穀物等の需要者にあたる配合飼料業界や畜産部門の動向に関する研究者が参画するプラットフォームを築き、相互に情報交換を行いながら、①我が国の穀物等に関する輸入調達から加工・流通の各段階を的確に俯瞰・描写するとともに、②研究手法の精緻化や補完を行う。

【留意点】

- ・上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。
- ・企業や生産者の事業戦略等を聴取できるリレーションを有していること。

【研究テーマ3】

ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方に関する研究のうち
「国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた供給体制に関する研究」

【研究テーマの目的】

令和2年度に入ってから我が国でも感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、食料・農業・農村に大きな影響を与えつつある。そして、その影響の中には、至急の対応が必要なものだけでなく、中長期的に対処していかないといけない課題も多くあることが見込まれる。特に、新型コロナウイルス感染症の世界的な伝染拡大を受けて、輸出国の輸出規制の動きや食生活の大きな変化により一時的に不足したり過剰となる食品が出るなど、食料安全保障について考えさせられる事態が相次いで発生した。こうした変化の中には、新型コロナウイルス感染症の流行が収まれば、一時的なものとして元に戻る変化もあれば、不可逆的に戻らない変化もあると考えられる。このため、社会科学的なアプローチで、新型コロナウイルス感染症による中長期的な食料需給への影響を明らかにするとともに、ポスト新型コロナウイルス時代における食料安全保障のあり方について研究を行うこととする。

本研究では、こうした問題意識から、食料安全保障の課題のうち国産農水産物の供給体制に焦点を当てて、ポスト新型コロナウイルス時代における食料需給構造を踏まえて、国内への安定供給の持続、輸出の拡大に必要な対策を解明することとする。

この研究を行うに当たっては、最大の輸出分野であるにもかかわらず、農林水産政策研究所では研究体制が弱い水産分野を中心に据えて、農林水産政策研究所で、中長期的にみた国産農水産物の需要動向を見据えた輸出のあり方について明らかにし、これと併せて、国産水産物の資源管理等に関する国内外の諸制度を踏まえた国内の供給体制の構築に関する網羅的な研究を委託研究で行うこととする。双方の研究を連携させて進めることで、ポスト新型コロナウイルス時代の農林水産物の国内への安定供給と輸出の拡大に向けた総合的な対策のあり方について、水産物を中心に解明する。

【政策研連携研究課題】

「中長期的な国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた輸出のあり方に関する研究」
(研究内容(予定))

中長期的な国産農水産物の国内外の需要動向を踏まえた輸出のあり方について、統計分析、ヒアリング調査等により明らかにし、下記の委託研究とも連携することで、水産物を中心に、ポスト新型コロナウイルス時代の農林水産物の国内への安定供給と輸出の拡大に向けた総合的な対策をあきらかにする。

【委託研究課題例】

「国内外の諸制度を踏まえた国産水産物の国内供給体制の構築に関する研究」
(具体的研究内容の例)

水産物に関して、中長期的にみた国内供給・輸出を見据え、

- ① 主要品目の生産・供給に関する現状や諸制度を整理し、
- ② 近年の取引実態を踏まえた流通・経営における問題点を分析することにより、
- ③ 水産物の国内供給体制の構築のあり方や改善の方向性を明らかにする。

【留意点】

- ・上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。

【研究テーマ4】

超高齢社会における社会・健康問題の解決に資する学際的研究

【研究テーマの目的】

高齢化が進行する我が国において、農業経済・フードシステム分野では高齢者に関する研究として、食料品アクセスと食品摂取や健康との関連等の研究蓄積がされている。一方で、消費者は店舗での食品購入の場面においては、膨大な商品とともに産地、栄養や健康機能など多種多様な情報が氾濫しており、このような状況での食品購入は過度の負担を強いていることが考えられる。

本連携研究では、超高齢社会を視野に食料品アクセスといった物理環境からの食生活改善とともに、具体的な食選択行動の解明といった個人要素の両面から食環境の整備についての知見を提言する。農林水産政策研究所では、食料品アクセスマップを応用し物理環境の食生活・健康に与える影響について多面的・定量的に検証する。これと併せて、超高齢社会の中でも活躍が期待される女性や子育て世代等の消費者の食選択行動にかかる意思決定プロセスおよび食選択の価値等の基礎的条件について、委託研究によりあきらかにする。

両研究により、物理環境からの食生活改善と個人要素としての食選択行動の要因が解明され、実践的な食環境の政策提言の整備条件があきらかになる。同時に、食選択行動の解明は、一定の品質の農産物・食品の販売戦略や、今後も拡大が見込まれる健康や倫理的消費に対しても政策的示唆が得られる。

【政策研連携研究課題】

「食料消費と食生活・健康に関する実証的研究」

(研究内容)

新型コロナウイルス感染症等の影響により食料品へのアクセス条件が大きく変化しており、高齢化が大きく進行している地域や集団に調査を実施し食料消費と食生活・健康との関連を定量的に把握するとともに、多様な条件下でのエビデンス検証によって食料品アクセス問題の影響度や拡がりを確認するとともに、食生活改善の提案について検討を行う。

【委託研究課題例】

「消費者の食選択行動に関わる基礎的条件の解明」

(具体的研究内容の例)

食選択行動について消費者は状況に応じて食品購入や食事の食選択行動を変えていると考えられる。そのため、食選択行動について医学や心理学などの専門家も含めた多様な研究者によるプラットフォームを構築し、意思決定プロセスおよび食選択の価値を計測するとともに、これら調査結果の検討から理論モデルの構築および作業仮説を導く。

【留意点】

- ・上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。

【研究テーマ5】

ナッジ等を活用した気候変動への対応等環境政策の推進に関する研究

【研究テーマの目的】

農業環境分野においては、気候変動への対応、生物多様性の保全、バイオマスの利活用等を目的として様々な政策が講じられているが、農業環境に関する研究や政策評価の多くは、農地や消費者行動の観察データ（過去データ）を利用し、政策や制度がもたらす効果の事後分析が中心であった。しかしながら、観察データによる分析は、政策の効果（因果関係）を厳密に分析することができない上、これまで実施されたことがない新たな政策の効果を把握することが難しい。そうした中、政策評価、政策研究の新たな手法として、前向きアプローチの実験的手法が注目されている。

そこで、農林水産政策研究所では、G20 首席農業研究官会合におけるコミュニケ（社会実験的アプローチの推進）も踏まえ、農業者が地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動をとるためのインセンティブやボトルネックを調査の上、フィールド実験を通じて、ナッジを含む行動介入や政策措置の行動変容の程度を把握し、エビデンスに基づく政策措置についての研究を行う。

これと併せて、上記の地球温暖化分野の実験と補完関係となるが農林水産政策研究所でフィールド実験を行えない分野（例えば、生物多様性、バイオマス等の資源管理、水等の分野）で、農業者だけではなく消費者をも対象としたフィールド実験を実施し、農業環境政策のデザインと評価に関する研究を委託研究で行う。両研究を連携して進め、環境分野における農業者、消費者双方を対象とした包括的かつ実践的な政策含意を導くことを目的とする。環境影響は、農業者や消費者の行動変容の程度に大きく依存するため、実験を通じて行動変容に影響を与える要素を抽出することは、今後の農業環境政策の企画立案に貢献する。

【政策研連携研究課題】

「フィールド実験を通じた農業者等の地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置に関する研究」

（研究内容（予定））

農業者や消費者を対象としたフィールド実験を実施し、ナッジを含む行動介入や政策措置による行動変容の程度を計測し、地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置について検討する。

【委託研究課題例】

「フィールド実験を用いた農業環境政策のデザインと評価に関する研究」

（具体的研究内容の例）

生物多様性、バイオマス等の資源管理、水等の分野で、農業者や消費者を対象としたフィールド実験を実施し、農業環境政策のデザインと評価を検討する。

【留意点】

- ・上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。
- ・実験的手法のうち、学生を被験者とした教室実験ではなく農業者や消費者を対象としたフィールド実験を実施すること。実施可能性を加味し、適切な研究手法を選択すること。

【研究テーマ6】

農福連携の地域経済・社会、障害者の心体への効果に関する研究

【研究テーマの目的】

農福連携については、全国的に取組が拡大しており、民間の推進母体の組織の強化、行政の連携体制の強化が図られる等、農福連携推進の全国的な機運が醸成されてきているところである。

こうした中で、障害者や高齢者が農業に従事することによる身体的、精神的な好影響について、障害者就労支援施設や高齢者介護施設に対する聞き取り調査等により総体的には明らかになりつつあるものの、詳細については不明な点が多い。また、農業に取り組む社会福祉法人等が認定農業者となり、地域農業の中心的存在になる事例や、農業の6次化に取り組む中で地域の経済や社会との関係を深め、好影響を与えつつある事例、障害者、高齢者等と一緒に農業に取り組むことによりお互いに好影響を与えつつある事例等も増えてきているが、農福連携のさらなる発展に向けては、農福連携の効果検証、特に定量化、数値化を図りながら、これら優良事例を横展開させていくことが必要である。

また、農福連携を進めることによる障害者や高齢者に対する効果と、周囲の農家や住民、地域社会に対する影響は複雑に絡み合っている。このため、農福連携による影響についてできるだけ定量的に把握する努力を行いつつも、農福連携の推進効果について、常に総合的に把握していく必要がある。

そこで、農林水産政策研究所で、農福連携の取組による地域の農業、地域経済・社会への影響について可能な限り定量的に把握し、その効果的な発揮の仕方についての研究を行い、これと併せて、農林水産政策研究所では行えない農福連携の取組による障害者・高齢者の心体への効果の定量的な把握を委託研究で行い、双方を連携させて進めることで、農福連携による効果の全容を把握・整理し、その効果的な発揮のための方策を明らかにする。

【政策研連携研究課題】

「農福連携の取組の地域経済・社会への効果と効果的な発揮に関する研究」

(研究内容(予定))

農福連携で広い範囲に渡って好影響を与えていると考えられる事例について現地調査及びアンケート調査を行うことで、取組による地域の農業、地域経済・社会への影響について可能な限り定量的に把握し、その効果的な発揮の仕方について分析することで、必要な方策を解明する。

【委託研究課題例】

「農福連携による障害者の精神への効果の定量的な把握に関する研究」

(具体的研究内容の例)

農福連携による障害者・高齢者に対する効果の定量的な把握に取り組んできた研究者が参画する研究プラットフォームを構築し、相互に情報交換を行いながら、

- ① 把握手法の開発とブラッシュアップに取り組む
- ② これらの把握手法を活用した計測結果からより効果的な農福連携の取り組み方を解明

【留意点】

- ・上記研究テーマに基づいて、農林水産政策研究所と連携して研究実施可能な課題とすること。
- ・農福連携の取組による効果については、定性的な把握ではなく、定量的な把握であること。
- ・必ずしも障害者、高齢者にとどまらず、生活困窮者、引きこもり等を対象とする研究でも構わない。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）とは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（１）e-Rad のポータルサイトへのアクセス方法

e-Rad のポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで(<https://www.e-rad.go.jp/>)にアクセスします。e-Rad のポータルサイトでは、e-Rad システムに関する最新の情報を掲載しています。

なお、e-Rad システムへは、e-Rad のポータルサイトからログインします。

（２）e-Rad システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

e-Rad システムの利用時間：平日、休日ともに 0:00～24:00

ヘルプデスク電話番号：0570-066-877（ナビダイヤル）又は 03-6631-0622

ヘルプデスク受付時間：平日 9:00～18:00

（令和 2 年 6 月 1 日現在。時間については、今後変更する可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「お問合せ方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)にて御確認ください。）

2 応募受付期間について

令和 2 年 6 月 2 4 日（水）～令和 2 年 8 月 5 日（水）12 時

3 e-Rad システム利用に当たっての事前準備について

中核機関及び共同機関の事務担当者は、e-Rad のポータルサイトの「研究機関向け 新規登録の方法」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者（研究分担者を含む全ての研究者）の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

研究機関の登録は、通常でも 1～2 週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

4 研究実施計画書等の作成について**（１）公募要領及び申請様式（研究実施計画等）のダウンロード**

提案者は、農林水産政策研究所のホームページ又は e-Rad のポータルサイトの「公募一覧」から公募要領及び申請様式（研究実施計画）をダウンロードし、公募要領に従って研究実施計画等を作成します。

（２）研究実施計画書等の PDF ファイルの作成

- ① 様式 1（研究課題総括表）は代表者印を押印し、スキャナー等で読み取り PDF ファイルを作成する。
- ② 様式 2、3、4 及び 5 については、PDF ファイルに変換する。
- ③ 様式 6 については、申請時に既に提出が可能な場合はスキャナー等で読み取り、PDF ファイルを作成する。
- ④ 平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）については、申請時に既に提出が可能な場合はスキャナー等で読み取り、PDF ファイルを作成する（共同研究グループの場合は、中核機関のみ）。
- ⑤ ①、②、③及び④のファイルを結合する。（30MB 以内。白黒でも可。）③及び④については、申請時の提出が難しい場合は契約時まで別途提出のこと。

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

e-Rad システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)」に掲載されているマニュアル及び本資料
- ② 研究実施計画とその PDF ファイル
- ③ 各研究者の e-Rad システムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の令和 2 年度の予算額（直接経費（総額）及び間接経費（総額））

(2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、研究総括者が e-Rad のポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します。なお、e-Rad システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

(3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージ表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されますが、この時点では農林水産省への提出は完了していません。

農林水産省へ応募情報を提出するには、上記手続きに続いて研究総括者が所属する研究機関の事務代表者の「承認」が必要です。事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。

※ 必ず「応募/採択課題一覧」画面から応募課題のステータスを確認してください。ステータスが「応募中/申請中/研究機関処理中」となっている場合は、研究機関の事務代表者による「承認」が終わっていません。

事務代表者が「承認」すると、ステータスが「応募中/申請中/配分機関処理中」に変更されます。承認については、「研究機関向けマニュアル 事務代表者用」(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)を御覧ください。

6 その他

(1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、e-Rad システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。e-Rad のポータルサイトの「システム管理者からのお知らせ」を御確認の上、余裕をもって応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

中核機関の研究総括者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1 週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

7 補足資料について

企業、公益・一般法人又は NPO 法人が、研究機関（共同機関の場合も含む）として参画する場合には、以下の補足資料を提出してください。なお、ファイル容量等の関係で、e-Rad システムに補足資料をアップロードできない場合のみ、補足資料を郵送で連携研究運営事務局に提出してください。この場合においても、補足資料以外の応募書類は、郵送では受け付けられません。必ず e-Rad システムでの申請を行ってください。

(1) 企業の場合

- ① 経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可）
- ② 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

(2) 公益・一般法人、NPO 法人の場合

- ① 定款又は寄附行為
- ② 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

契約上支払対象となる経費について

1 委託経費の対象となる経費

(1) 直接経費…研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費

研究開発に直接従事する研究員等及び研究推進に係るコーディネートを行う者の人件費（研究推進に係るコーディネートを行う者の人件費については、中核機関のみ計上可能）。なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できません。

イ 謝金

研究のアドバイザー等に対する謝金。

ウ 研究員等旅費

当該研究機関等に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内外旅費。

エ 委員旅費

研究のアドバイザー等の国内外旅費。

オ 試験研究費

・ 賃金

委託研究に従事する研究補助者等に係る賃金。

・ 機械・備品費

委託研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が 10 万円以上の物品の購入経費。

・ 消耗品費

委託研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・ 雑役務費

単純な分析等の外注費、学会参加費、レンタカー代金など。

・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本等に係る経費。

(2) 間接経費…研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきものの以外の経費。

直接経費の 30%に当たる額を上限として計上できます。間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年 7 月 18 日改正）に準じ、研究機関等の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図ってください。

なお、間接経費の主な使途の例は以下のとおりです。

- 管理部門に係る経費
 - －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - －管理事務の必要経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など
- 研究部門に係る経費
 - －共通的に使用される物品等に係る経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －特許関連経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - など
- その他の関連する事業部門に係る経費
 - －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
 - など

③ **研究調査委託費**（中核機関のみ計上可能）…共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。

注1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に消耗品費を計上する場合は注意が必要です。

注2 機械・備品費については、以下の点に御注意ください。

- ・ 研究機関等として通常備えるべき機器については、対象外です。汎用品（机・いす等の什器、パソコン・プリンター、汎用的なソフトウェア等のOA機器等）の購入は、原則としてできません。ただし、専ら本委託事業を行うために必要である等の合理的な理由を説明できるものに限り原則初年度の購入が可能ですので、個別の案件は必ず事前に御相談ください。
- ・ 機器の必要期間を勘案し、リース等で対応することを原則とし、経費が抑えられる場合のみ計上することができます。

- ・リース等の場合の経費は雑役務費に計上してください。
- ・当該研究機関等が本来営む業務を実施するために整備した機器を委託事業に使用した場合、その機器が破損又は劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。

注3 研究調査委託費の総額は委託費総額の5割以下とする必要があります。

2 購入機器等の管理

委託事業により研究機関等が取得した物品は、委託事業期間内は研究機関等の所有となり、善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。また、委託事業により研究機関等が取得した物品は、原則として委託事業終了後、国へ返還していただくことになります。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記してください。